

令和7年

第4回市議会定例会 報告第3号

専決処分の報告について

令和7年4月3日函館市湯川町2丁目39番付近交差点で発生した交通事故による損害賠償の額を令和7年11月13日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和7年12月1日提出

函館市長 大 泉 潤

- 1 損害賠償の額  
78,204円
- 2 損害賠償の相手方  
函館市に在住する30歳代の女性